

No. 1902

2020・11・9

毎週月曜日発行



発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp



コロナ対策は民商！を事業者に

三次民商が作成したコロナ対策制度の実績ビラ(号外)を多くの事業者に行き渡らせようと組織運営委員会と要求運動部は2週間かけて、三次市・安芸高田市

の建設、飲食、理美容業者、1018件にビラを送りました。また三次民商の会員・読者にもビラを渡し、コロナ対策について説明しています。送った業者への訪問と、まだ行き

11月15日(日)

朝9時～12時

三次民商集合

「該当しないと思っていた」
持続化給付金申請が増加中！

実績ビラ(号外)を会員に配布した影響で、持続化給付金の申請が増えています。先月の会員訪問デーでビラを受け取った会員から「申請ができるって聞いたけど私は関係ないよね」などの問い合わせが。また班会でビラの説明を受けた会員から「自分は該

当しないと思って「売上下がっているけど、コロナが原因だと示さなければいけないんだと思っていた」「でも何をしていたかわからない」などの反応です。

持続化給付金は、
①個人の白色申告
(農業青色申告者)、
②個人の青色申告、
③法人、④雑所得

個人の白色申告 (農業青色申告)

昨年の総売上額① 円 ÷ 12か月 = 1か月平均売上額② 円

②の平均売上額 円 > ③今年のひと月の一番低い売上額 円

③の売上額が②の平均売上額の50%以上減少していれば対象となります。

例：2019年総売上額①6,000,000円 ÷ 12か月 = ②500,000円

2019年月平均売上額 500,000円 > 2020年5月売上 200,000円

個人の白色申告(農業青色申告)の方は、1～12月売上が低い月で判定できます。

個人の青色申告・法人

①昨年同月売上額 円 > ②今年同月売上額 円

②の売上額が①の売上額の50%以上減少していれば対象となります。

例：2019年6月売上額1,200,000円 > 2020年6月売上額500,000円

青色申告や法人の方は、今年と昨年の同じ月で判定します。

※個人の青色申告の方は、白色申告のやり方と同じ計算もできます。

必ず今年度の売上がわかるもの(元帳、パソコン記帳)が必要となります。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 FAX (0824) 62-3535 (0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

年末調整についてのお知らせ

★年末調整説明会

所得税法が大幅に改定となり、今年の年末調整から適用となります。

しかしこのコロナ禍で税務署の説明会は無く、三次民商としては3密を防ぐため、11月は支部別に変更したところのみを、12月はリモートで計算の説明会を開催します。

11月支部別年末調整説明会(変更したところのみ)

三次支部:18日(水) 昼2~3時 三次民商
十日市支部:13日(金) 昼3~4時 三次民商
三次南支部:13日(金) 昼3~4時 三次民商
三次東支部:18日(水) 昼2~3時 三次民商
三和支部:24日(火) 昼4~5時 三次民商
高田支部:20日(金) 昼3~4時 高田事務所
:27日(金) 夜6~7時 高田事務所

12月リモート (zoom) 年末調整説明会(計算) 4日(金) 昼3~4時

受付後、zoomの会議用の登録用紙を送ります。

上記のリモート年末調整説明会に対応。 オンライン (ZOOMの使い方) の学習会

参加希望の方は、民商に予約の上、学習会当日はお持ちのスマートフォンかタブレットをご持参ください。

日時 11月11日(水)
11月25日(水)

昼2時~3時

場所 三次民商事務所

★年末調整点検会

点検会も3密を防ぐため、全体では行わずに予約制で対応します。

予約受付開始は12月1日

対応期間12月14日~25日 1月7日~15日

予約の無い方は対応できませんので気をつけましょう

~昨年と比べて変わったところ~

- ① 給与所得控除
- ② 基礎控除及び所得金額控除
- ③ 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件
- ④ ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除
- ⑤ 年末調整関係手続きの電子化

三次市と要請懇談

11月18日(水)
午前10時30分
三次市役所にて
要望事項

★コロナ支援

★行政受付

★日曜集団健診

※10名程度

要予約制です。

守ってね! 最低賃金。

広島県 最低賃金

引き継ぎ (時間給) **871円**

※11月1日より、県内全産業で適用されます。適用後も、労働基準法改正により、引き上げが決定されています。

秋の運動会費に協力を

11月の会費に「秋の運動会費1,000円」がプラスされています。ご協力のほどよろしくお願いします。
【秋の運動会費の使い道】

- ★コロナ対策費
- ★実績ピラの配布や拡大宣伝行動の費用
- ★なんでも相談会
- ★他団体との運動費

無料法律相談

11月26日(木)
午後1時半~

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

最高級品のウス、売ります!



国産ケヤキ製
値段は3万円から
お問い合わせは
民商まで

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654